

徳島市コロナ危機突破プロジェクト創造支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による危機を突破するため民間事業者が中心となって実施するプロジェクトに対し、徳島市コロナ危機突破プロジェクト創造支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号。）に定めるもののほか、必要な事項等を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象は、新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた市内産業の支援又は新しい生活様式の実践を踏まえた市民の利便性向上に資することを目的として実施する事業で、複数事業者への波及効果が見込まれる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。ただし、第5条に掲げる補助対象経費の総額が100万円以上の事業に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助対象としない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながる恐れのある事業。
- (2) 特定の政治、宗教、選挙活動を目的とする事業。
- (3) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業。
- (4) 助成対象となる事業と同一の事業において他の助成制度による財政的支援を受ける見込みのある事業。
- (5) 交付決定前に既に実施している事業。ただし、既に実施している事業をさらに拡充するための事業についてはこの限りでない。

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 徳島県内に本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所を有する法人又は税務署に開業届を提出している徳島県内の個人事業主。なお、第8条第4項の規定による審査結果通知を受けてから第9条の規定による交付申請を行うまでの間に新たに法人を設立する又は開業届を提出する場合も対象とする。
- (2) 第7条の規定により提案する事業を自ら実施することができる者。
- (3) 市税を滞納していない者。

2 前項の規定にかかわらず、徳島市暴力団等排除措置要綱及び徳島市暴力団等排除措置要綱に関する運用基準に定める暴力団員、暴力団関係者、規制対象者等との関係があるものは対象としない。

(事業期間)

第4条 補助対象事業の期間は、交付決定の日から令和3年3月31日又は第10条の規定による決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が定める日のいずれか早い日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費として前条の事業期間内に発生する経費であって、次に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 設備、機器等（耐用年数1年以上又は1件100千円以上のものに限る。）の購入（設置含む）又は改修に要する経費
- (2) 報償費（外部講師謝礼等）
- (3) 外注委託に要する経費
- (4) 賃借料（資材、機器等の使用又は借上げに要する経費）
- (5) 消耗品費（耐用年数1年未満かつ1件100千円未満のものに限る。）
- (6) 宣伝広告費
- (7) 当該事業目的のために新たに雇用する者の賃金（総事業費の3割以内）
- (8) その他市長が特別に必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2/3以内で、補助対象経費の総額からその他収入金を差し引いた額とする。なお、補助対象事業1件当たりの補助金の額は、2,000千円を上限とし、複数の補助事業者が共同で事業を実施する場合は、その上限額を5,000千円とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(企画提案への参加申込)

第7条 補助金の交付を受けるための企画提案に参加しようとする者は、次に掲げる書類を、市長が定める期日までに提出しなければならないものとする。

- (1) 企画提案参加申込書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(選定審査会の設置)

第8条 市長は、前条の規定による参加申込書の提出があったときは、その内容を審査し、採択事業の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の審査を行うため、前条の規定による提案を行った者から事業内容等の聴取を行うことができる。
- 3 第1項の審査は、別に定める審査会において行う。
- 4 市長は、第1項の規定による審査結果について、審査結果通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 前条第1項の規定による決定を受け、かつ、補助金の交付を受けようとする者は、前条第4項の通知を受けた日から2箇月以内に、交付申請書（第3号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書別紙
- (2) 事業企画書
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知する。

（交付の条件）

第11条 市長は、前条のとおり補助金の交付を決定するに当たって、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときには、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助金対象事業の内容を変更しようとするとき
 - イ 補助対象経費の配分の変更（補助対象経費の20パーセント以内の変更である場合を除く。）をしようとするとき
 - ウ 補助金対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (2) 補助金は当該補助対象事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
- (5) その他本交付要綱に定められた事項を遵守すること。

(変更の承認申請)

第12条 補助事業者は、前条第1号ア若しくはイの規定に基づく補助対象事業の内容の変更又は補助対象経費の配分の変更をしようとするときは、変更申請書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更申請書別紙
- (2) 変更後の事業企画書
- (3) 変更後の収支予算書(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められた場合は変更決定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日の翌日から起算して1箇月以内又は補助金の交付が決定された日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第8号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書別紙
- (2) 事業実施結果報告書
- (3) 支払額を証する書類(領収書の写し等)
- (4) 収支決算書(様式第9号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の確定及び通知)

第14条 市長は、前条の規定により事業実績報告書及び添付書類の提出を受けたときは交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第15条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金交付確定通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、市長に対して請求書(第11号様式)を提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の概算払)

第16条 市長は、補助事業者の財務状況等を勘案し、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定に関わらず、補助事業者に対して交付決定額の5割を超えない範囲で概算払により交付できるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第9条に規定する申請書に概算払を受けようとする理由書（様式第12号）を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときには、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 補助事業の完了の見込みがなくなったとき。
- (5) 補助事業の成果が本要綱の目的に相当しないとき。
- (6) その他この要綱の定めに違反したとき。

（補助金の返還）

第18条 補助事業者は、前条の規定により市長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を求められたときは、これに応じなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得した取得価格又は効用の増加額が100千円以上の財産（以下「取得財産」という。）について、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の取得財産を10年以内に処分する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、補助事業者が前項に規定する期間内に取得財産を処分したことにより利益を得たときは、当該取得財産に対し交付された補助金の全部又は一部を納付させることができるものとする。

（関係書類の保管）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、前条第1項に規定する取得財産の台帳については、保管期間を10年間とする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年5月29日から施行する。